

事務連絡
令和6年1月30日

各都道府県マイナンバー制度主管部局 御中

デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ
国民向けサービスグループ

地方公共団体が実施する奨学金事業における学資の貸与又は支給に関する事務
におけるマイナポータル API の活用について

マイナンバー制度の円滑な運用について、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼
を申し上げます。

「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定)
を踏まえ、地方公共団体が実施する奨学金事業における学資の貸与又は支給に関する
事務におけるマイナポータル API (自己情報取得 API) の活用について、下記のとおり
お示ししますので、関係機関等への周知をお願いします。

記

地方公共団体(地方公共団体の委託等を受けた公益法人も含む。)が実施する奨学
金事業における学資の貸与又は支給に関する事務については、以下を踏まえつつ、
貴管内における状況に応じて適宜「マイナポータル API (自己情報取得 API)」を活
用いただきたい。

- 1 申請者用のオンラインシステムを改修して、「マイナポータル API (自己情報取
得 API) (※)」と連携させることにより、所得確認対象者の自己情報(所得情報等)
の取得ができ、添付書類の削減が可能となること

※マイナポータル API 仕様公開サイト|自己情報取得 API

<https://myna.go.jp/html/api/selfinfo/index.html>

- 2 マイナポータル API (自己情報取得 API) の活用にあたっては、以下の点に留意
すること

- (1) マイナポータル API (自己情報取得 API) により取得可能な情報が、地方公
共団体における奨学金の審査等に必要な情報として十分なものか、マイナポ
ータル API 仕様公開サイト (※) において確認すること

※マイナポータル API 仕様公開サイト|自己情報取得 API 取得情報一覧

<https://myna.go.jp/html/api/selfinfo/infolist.html>

- (2) マイナポータル API 仕様公開サイトにおいて、マイナポータル API（自己情報取得 API）の利用規約等を確認すること
- (3) マイナポータル API（自己情報取得 API）の利用に当たっては、デジタル庁担当部署の承諾が必要となるところ、その際に、セキュリティ等の観点から審査を受ける場合があること
- (4) マイナポータル API（自己情報取得 API）の利用に当たって不明点がある場合は、マイナポータル API 仕様公開サイトより問合せを行うこと

【参考】

①「自己情報取得 API」とは

マイナポータルのサービスの一つに、「行政機関等が保有する自己情報（所得、世帯など）を確認できるサービス」があります。「自己情報取得 API」は、国民が Web サービスやキオスク端末等から、自己情報の確認のみならず、提供まで行えるよう機能を拡充し、当該機能をシステム間連携によりサービス提供者が利用できるようマイナポータルの API の一つとして作成・公開するものです。

（マイナポータル API 仕様公開サイト <https://myna.go.jp/html/api/selfinfo/index.html> 参照）

②「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）（抜粋）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

公益法人が地方公共団体の委託等を受けて実施する奨学金事業における学資の貸与又は支給に関する事務については、マイナポータル API（自己情報取得 API）により、当該事務における審査等に必要な情報を取得できる場合には、当該機能を活用できることを令和 5 年度中に周知する。

③提案団体との調整経緯

別添（「令和 5 年地方分権改革に関する提案募集 最終的な調整結果（管理番号 224）」）参照